

沢田章著『西陣織屋仲間の研究』『明治財政の基礎的研究』の引用史料について

嶋田早苗

はじめに

沢田章の著書『明治財政の基礎的研究』が一九六六年に柏書房によって覆刻され、翌一九六七年には『西陣織屋仲間の研究』も大学堂書房から覆刻されて、容易にわれわれの手にする事ができるようになった。

これら二つの著書が時期を同じくして今日覆刻されたということとは、その内容が今日でもなお検討に値いするものであり、永い生命を保ち続けているにもかかわらず、容易に入手することのできなかつた若い研究者達にとつて、意義あるものとなっている。

この著者沢田章の略歴については、その没後（一九三五年）に沢田を記念して、国学院大学『国史学』第二二号に紹介されている。

それによると、沢田は一八七六（明治九）年に愛知県中島郡明治村の農家に生まれ、高等小学校卒業後は実兄の援助で上京、横井時冬の指導を受けて独学したのち、国学院に入学し、国史学を

専攻した。同級生には八代国治、井野辺茂雄らがいた。沢田は一八九七（明治三〇）年に卒業している。そして一八九九（明治三二）年独逸協会学校を卒え、その年に東京帝国大学の附属図書館に勤務することになった。一九〇八（明治四一）年に司書に任せられ、翌一九〇九年には母校国学院大学の講師を兼ねて、近世史を講じ始めている。一九一一（明治四四）年、東大司書を辞して三井家編纂室の囑託となり、以来一九三四（昭和九）年の大晦日に五九才で没するまで、国学院大学の教授、図書館長、また立正大学講師を兼ねつつ、三井家編纂室・三井文庫に勤務し続けたのである。

ここでは三井家編纂分室、三井文庫における沢田の仕事をもるとともに、彼の二つの主著である『西陣織屋仲間の研究』『明治財政の基礎的研究』の生みだされた過程と、そこで使用されている史料の出典（具体的には三井文庫所蔵番号）を明示することにした。

三井文庫における沢田章の仕事

三井家編纂室が設置されたのは一九〇三（明治三六）年一〇月のことで、三井一家の歴代当主の履歴・業績に関する史料を編年体にとめた「三井家史料」と、呉服業と両替為替業に関する編年史料としての「三井家事業史料」の編纂を目的とするものであった。この計画のうち、前者は「稿本三井家史料」八四冊として一九一〇（明治四三）年に完成している。

右の編纂事業とは別に、三井家とは維新以来縁の浅からぬ井上馨と三井家との関係を明らかにすることを目的として、井上馨伝記編纂事業が開始されることになった。この動機となったのは、当時三井家顧問であった井上自らの発議に益田孝らが賛同したことによるものらしい。この事業を行うため、一九〇八（明治四一）年一〇月に編纂室とは別に三井家編纂分室が設置された。沢田章は一九一一（明治四四）年一月より一九一六（大正五）年二月までここでこの編纂事業に従事したのである。

井上侯伝記
編纂関係

当時の「三井家編纂分室事業予定書類」によると、〔井上侯ト明治初年ノ財政〕と題して第一章維新当初の財政、第二章長崎時代の井上侯（未定稿仮刷 一九一五年）、第三章造幣寮の経営（上のみ未定稿仮刷）、第四章通商司と井上侯、第五章薩摩藩置県の顛末、第六章大蔵省時代の井上侯、附録明治財政年表として完成する予定となっていた。実際には第三章の途中までと財政年表が成稿したのみで、一九一五（大正四）年九月の井上馨の

死去などにより、翌一九一六（大正五）年二月をもってこの事業は中止されることとなる。^(註)

この期間中の成果としてまずあげられるものに、大蔵省旧蔵史書の謄写があった。これら史料類は井上の伝記編纂史料として収集されたもので、明治初期財政経済史料、旧幕府経済商業史料よりなり、大蔵省文庫が大正大震災によって焼失したため、より貴重なものとなっている。現在それらは「大蔵省文庫旧蔵文書三井文庫複写史料」（三井文庫所蔵特別収集資料、W一、W二）として収められているもので、『日本金融史資料』^{大正}編第四巻に目録のすべてが紹介されている。W一は、三井家編纂分室が探訪した純粋な大蔵省文庫旧蔵史料であるが、W二は、沢田が特に収集した大蔵省史料のほか、三井文庫史料・刊本の写を加えた編纂資料、抄出・改編した大蔵省史料も含まれているものである。

このほか「井上侯爵伝記編纂第一期編成並探訪史料」（W三）がある。これには大蔵省などで収集した史料を基に沢田が稿した原稿類や財政年表・租税年表・財政機関並補任一覧表などの編纂物、井上をはじめ渋沢栄一・松尾臣善・芳川頭正・佐伯惟馨・中井三郎兵衛・山本復一などの談話速記録（W三一―二四・五六）、維新元勳の書翰写（W三一六六―七二）、井上の女婿都筑馨六伝記資料（W三一八〇―九〇）などが収められている。沢田が編纂した『世外侯事歴維新財政談』（一九二二年）三冊はこの時期に採集した談話速記録を材料にしたものである。

また一九三四（昭和九）年に出版された『明治財政の基礎的研

究』（宝文館）は、そのような井上の伝記編纂に従事していた時期から晩年までに、沢田が外部に発表した維新財政史に関する成果の集大成といえるものである。

（注） 中断された井上馨侯爵伝記編纂事業は、その後三井を離れ、

一九二八年—一九三四年にかけて『世外井上公伝』六冊として完成された。この時収集した編纂資料は、一九三六年から三井文庫に引継がれている（井上馨侯爵伝記編纂会引継書類史料—W四）

井上侯伝記編纂事業が中止になったあと、編纂分室は廃止され、沢田は一九一七（大正六）年三井家編纂室（翌年には「三井文庫」と改称する）に転任し、ここで没年の一九三四年まで三井家の呉服事業史の編纂に当ることとなる。

この時期になした最大の仕事は、沿革編、制度編、営業編よりなる「稿本呉服事業史」の成稿である。これは三井文庫の所蔵する三井家記録文書・帳簿・絵図（三井家同族会事務局および三井呉服店などより引継いだもの）などから呉服事業に関する史料を渉猟して執筆したもので、かなり大部なものである。その内容は、京本店・江戸本店・大阪本店・三都綿店・松坂（芝口）店・京上之店・京紅店・江戸糸見世などの変遷、組織および店規一斑、商況事情などのほか、各店役人進退一覧、使用人の格式待遇、長崎商売の概況、長崎五軒問屋と京本店の取引関係、仕入品と買次問屋の関係、十組問屋積仲間、広告などからなっている。

この稿本と関連して、別に買宿に関する研究も起草されている

し、「旧藩国産」（藩専売制）も研究の対象であったとみえ、史料の収集が途中までではあるが行なわれている。これらは稿本の段階を出るものではなく、欠号もあるが、柴謙太郎の担当していた「大元方史」や遠藤佐々喜の担当であった「両替為替業史」に比較して遥かに完成度が高く、沢田の努力と力量とを窺うには充分である。

同じくこの時期に沢田が外部に発表した論文として「西陣撰糸仲買仲間の研究」「史料」二一四（一九二七年）、「和糸問屋の研究」「国史学」一（一九二九年）、「十組積仲間の天目船借受問題」「国史学」三（一九三〇年）、「国産統制としての国産改所」「国史学」八（一九三一年）、「神奈川貿易の開始と江戸問屋の恐慌」「国史学」一〇（一九三一年）があり、又単行本としては一九三二（昭和七）年五月に出版された『江戸時代に於ける株仲間組合制度 特に西陣織屋仲間の研究』（鳳鳴書院）があるが、これらはすべて右の呉服事業史を編纂する過程で生まれたものであることはいうまでもない。さきの維新財政史の場合と共に、沢田の研究はその従事した仕事と密着して成されていることがわかるのである。

以上は沢田の三井文庫にかかわる仕事と研究成果との関係について述べてきたものであるが、沢田は「明治財政の基礎的研究」を刊行した直後に死去したために、存命中に成された二つの相異なる仕事から生まれた二著が、そのまま彼の二大労作となったわけである。

株仲間と維新財政史とに關するそれら二つの著書の間の内容的な關連を、沢田がどのように意識していたかを窺ひ知ることにはできないが、沢田の研究姿勢、史実の詮索考証を重視する点では共通性をもっており、これが両者を通しての大きな特徴点と理解できるであろう。そして、いずれの著書にもみられる論争的な姿勢と、そこでの方法論にではなく事実關係にもついた問題提起をしていることにも、その学风を窺うことができよう。

西陣研究では三井文庫の、維新財政では大蔵省文庫の未発掘の史料を駆使して豊富な事実關係を示したところに、沢田の業績のもつ恒久性があることはいままでもない。が、そればかりでなく、例えば西陣研究に關連して、未完に終りはしたが、買次問屋や藩専売の問題に手を染めていたことがその遺稿によって知られるように、沢田の関心には戦後の研究の方向に近いものを含んでいたので、それが彼の仕事の生命を長くする要因となったものであらう。

このような学风にもかかわらず、一見不可解に思われることは、いずれの著書においても、引用史料の所在について全く触れていないことであり、雑誌掲載の論文にいたっては、引用史料の全くないものもある。このことは沢田にとって、きわめて不本意なことであつたと思われる。それは沢田の個人的事情にあるのではなく、この時期の三井文庫が三井家内部の歴史調査研究部門としての役割を専ら果たしており、三井文庫所蔵の史料を使って論文著書を外部に発表することは固く禁じられていた、という特殊な事

情に負うものであつた。

両著が相ついで覆刻され、改めて広く学界の利用に供されるに至つた機会に、引用史料の大半を占める三井文庫所蔵史料の架蔵番号を註記することは、当時の条件からすれば恐らくその職をなげうつ覚悟をもって行なつたと思われる二著の公刊と、にも拘わらずその引用史料の所在を明示し得なかつた著者沢田章の遺志をいささかなりと嗣ぐことになると思われる。と同時に沢田の研究課題をさらに発展、深化させていくために、原史料にまで遡つて再検討を試みようという研究者にとつていくらか役立つところがあると思ふ。

『西陣織屋仲間の研究』、『明治財政の基礎的研究』で引用されている史料の典拠について

両著作で引用されている史料は、大蔵省文庫旧蔵史料を含めて、大部分が三井文庫所蔵史料である。

『西陣織屋仲間の研究』の史料は、三井の京上之店と称する仕入店などに残つた撰系仲買仲間側の史料が中心で、織屋仲間側の史料とくに「定」などは『西陣織物沿革提要』にみられるものが使用されている。

『明治財政の基礎的研究』の史料はほとんどがW二に収められている大蔵省文庫旧蔵史料である。W二には、このほかに前述の通り刊本および三井文庫所蔵史料から同書へ引用されている抜萃部分も含まれているが、こゝでは刊本はW番号を省略し、三井文

庫所蔵史料は原史料番号を示した。

この表をみる場合の注意としてつぎの諸点を前もって述べておくことにする。

- 一 引用史料名が欠けているか、また三井文庫所蔵史料の目録である『三井家記録文書目録』と異なる史料名が出されている場合は、『目録』にしたがって加筆訂正して掲げた。
- 二 本文中に註記なく史料を引用しているものについては、頁数

『西陣織屋仲間の研究』

行数を示して各節註の末尾に記した。

- 三 表題が二重カッコ（……）内で示されているものは、原題を欠く史料であり、前記『目録』作成者がつけた仮の名題である。
- 四 三井文庫に所蔵していない史料、または典拠のわからない史料については史料名を掲げるにとどめた。
- 五 刊本の場合はできるだけページ数まで示した。

註番号・頁

章・節・史料名

三井文庫所蔵番号

備考

序言

第一章 西陣織物の由来

17頁5行「町代一件済証文連判帳之写」三井本店 文政元年

本五三二

第二章 西陣織屋組合の創設

註1 「御当所織もの根元之記」写 西陣織屋組合

本一〇六三一〇

28頁13行「宝永三年四月御触」

第三章 撰糸仲買仲間の成立年代

『西陣織物沿革提要』一一丁参照

註1 「上之店撰糸仲間之事」写

本一二三九一七

現在所在不明

註2 「同」

同

「撰仲加行録」写

本一〇五九

《撰糸羽二重直買禁止之御触写》子三月 安永九年

本一四八〇一六

第四章 撰糸仲買仲間の諸規定

註1 「撰仲加行録」

本一〇五九

註 2

「撰糸仲買中定書」享保二年惣仲買中 写
「同」安永八年改撰糸仲買仲間 写

本四九八一六
本四九八一七

註 1

「高機大帳序文」(西陣研究所引)

E八〇〇一一

「糸絹仲間々差上候願書并被仰渡書控」寛保四年一〇月
「同」寛保四年子三月

統一五〇八一二
同

《西陣織屋一統歎願書控》

統一五〇八一二

54頁13行「延享二年丑七月達」

55頁9行「延享二年高機織屋仲間定」

第六章 高機織屋組合の分立と撰糸仲買仲間の新設

註 1

《永組惣中奉願口上書写》宝曆九年

本一四七六一三一一

65頁7行「明和四年七月定法」

第七章 取引機関としての仲買

註 1

《蛭子屋与三右衛門撰糸仲間加入一札》写

本一四八〇一三一八

《撰糸仲間加入銀一件御尋に付口上書》控

別一九〇四一一二

註 2

「蛭子屋大文字屋両店々撰糸仲間へ被差出候一札之写」享和三年

本一四八〇一三一

和三年

《蛭子屋大文字屋願書写》文化九年

本一四八〇一三一六

註 3

「御触之留帳」安永九年三月

別八九三

第八章 京都輸入の絹端物改印料徴収問題

註 1

《宝曆十年絹端物改印料徴収一件に付絹問屋仲間口上書》

統一五〇八一三

『増訂改版西陣研究』二四ページ

「糸絹仲間々差上候願書并被仰渡書控」ノ内

『西陣織物沿革提要』一四丁参照

「同」一四丁参照

『西陣織物沿革提要』一八丁参照

本一四八〇一六(撰糸羽二重直買禁止ノ御触写)にもあり

「糸絹仲間々差上候願書并被仰渡書其外御触書控」ノ内

- 同上に付五月十五日絹仲買より差上候口上書」
 同上に付江戸店衆十七軒より差上候口上書」
 『呉服店二十軒より差上候願書写』
 『諸名目銀貸付廃止諸仲間積弊除去等ニ付西陣織屋仲間口上書控』宝曆一四年
 『西陣織屋一統歎願書控』
- 註 3
 88頁9行「宝曆九年四月町触」
 92頁14行「明和六年四月町触」
- 第九章 仲買取引に関する高機織屋仲間の紛争
- 註 1 「高機八組ノ内ノ願書写」明和六年
 註 2 「高機八組行事ヲ返答書写」（乍恐返答口上書）
 註 3 「同」
 註 4 「三店内談書控」明和六年一二月
 註 5 「五組織屋仲間答申書」明和七年
- 111頁12行「明和七年寅二月二十四日諭達」
 第一章 絹相場立と糸相場
- 註 1 「竜屋市郎兵衛訴状写」寛延三年午九月
 註 2 「糸絹仲間ヲ差上候願書并被仰渡書控」
 第二章 高機織屋仲間の仲買方取引定
 「御触之留帳」安政三辰年五月 三井勘定場
- 別九〇〇
- 同
 同
 別一八九八一
 別一八九八一
 統一五〇八一
 統一五〇八一
 統一五〇八一
 統一五〇八一
 別九〇〇
- 「同」ノ内
 「同」ノ内本一四七三一一三店々返答書」にもあり
 目録では『編類改印料徴集一件ニ付絹布商売仲間口上書控并下書』とあり
 「糸絹仲間ヲ差上候願書并被仰渡書控」ノ内
 『西陣織物沿革提要』二二丁参照
 「同」 二二丁参照
 「糸絹仲間ヲ差上候願書并被仰渡書控」ノ内

149頁1行「文政五年高機織屋仲間定」

第一章 取引方法の変遷

註1 「諸長定格録」

註2 「上之店」卷奇書

〔撰糸羽二重織屋行事梅鉢屋利兵衛等ヨリ仲買行事大津屋

利兵衛等ニ対スル訴訟状写〕延享四年

註3 〔西陣西機織屋仲間年行事ハ仲間取統方仕法ニ付歎願書

写〕安政七年

166頁12行「存知入書」寛保元年

172頁2行「通帳勤用記」三井大通帳場

第一章 高機織屋仲間以外の織屋仲間

註1 〔丹後島織屋惣中口上書〕宝曆八年

〔丹印記録〕

註2 〔丹後島仲買相談書付〕

〔丹後島仲買仲間寄合相談覚〕

〔会所諸用留〕宝曆八年

〔丹後島織屋惣中口上書〕

〔丹後島三軒店仲間願書写〕

註3 「茶印一件」宝曆八年

註4、6 「同」

註7 〔西陣茶字島織屋十五人之訴状写〕

註8 「申渡写」

註9 〔茶字島仲買仲間答申書写〕宝曆一〇年

別八

本一〇四〇一九

本一四八〇一五

本一四八六一四三

本一六八六一五

別一一九六

本一四七六一八

本一四七六一四

本一四七六一八

本一四七六一二〇

本七六三

本一四七六一八

本一四八〇一二〇

本一六七三一九

同

本一四七八一四

同

同

『西陣織物沿革提要』二九丁参照

〔西陣茶字島織屋十五人之訴状写〕ノ内

〔同〕ノ内

- 註 10 「茶鶴仲買同織屋買物店三軒組東御役所江被召出被仰渡候趣」宝曆一二年 本一六七三一六
- 註 11 《新在家熨斗目織屋仲間新設ニ付店附仲間誂物請負之一札》別一八九八―六一一
宝曆一〇年
- 註 12 「糸絹仲間江被仰渡書写并御触書之写」 統一五〇八一四
187頁8行 「宝曆八年四月三店仲買仲間定」 本一四七六一―四
「丹印記録」ノ内
- 註 1 「西陣高機織屋仲間直増願」天明七年 統一五六二―四
註 2 「御触之留帳」寛政一一年 別八九五
註 3 「御触之留帳」寛政一二年閏四月 別八九五・統一五〇八一四
註 4 「永代疎」文化八年 三井糸店 統一四七七
- 215頁11行 「寛政四年五月高機八組定書」 別八九七
218頁5行 「文化十四年四月十四日触 御触之留帳」
220頁6行 「文化十四年奉公人取究所定」
- 註 1 「上之店請前分施行名前書」四冊 「西陣織物沿革提要」二二丁参照
「施行諸入用覚」上之店
「御相談書」
- 231頁3行 「名代言送帳」会所 「西陣織物沿革提要」二五丁参照
「御相談書」
- 第一七章 安政の開港と西陣機業
- 註 1 「諸色調統類集」別本 写 D二一〇―六一
註 2 「永書」会所 本一三八
註 3 《西陣織屋口上書》万延元年 統一五六九―一五
- 「旧幕府引継書類」

〔施行米料請取書〕

統五六九—一六

〔西陣諸織物絹仲買惣代ヨリ救米年賦返納數願書写〕

本一一六六—三五

『明治財政の基礎的研究』

註番号・頁

章・節・史料名

三井文庫所蔵番号

備考

序言

第一章 御用金穀の調達と会計基金

一 御用金穀の調達

註 1

〔明治初年朝廷会計ニ関スル事件調査〕山本復一編 写

D 九二三—二九

〔御一新ノ際京江戸大阪ニ於テ金穀出納御用相動候由来〕

本四九五

京都之部

註 2

〔金穀出納所献金留〕

W 二—三七

〔献金献米取調書〕

W 二—三八

註 3

〔金穀出納所献金留〕

W 二—三七

〔復古記〕〔岩倉公実記〕

〔復古記〕はW 二—四七にあり

註 4

〔金穀出納所献金留〕

W 二—三七

14頁6行

〔御触留〕慶応四年正月京町触

別 一—二四

二 会計基金並金札発行の事情と由利公正の実話

18頁25頁

〔太政官札と由利公関係談話抄録〕

W 二—六五

三 会計基金三百万両の募債

註 1

〔会計御用記〕

W 一—三四

〔自慶応三年十月至同四年四月御沙汰帳〕

W 二—四八—一

内 〔維新当初会計基金立金関係史料集〕ノ

註記なけれども参考までに掲げた

- 註 2 「会計局取計備忘」中御門経之手記 写
 『太政類典』『法規分類大全』
- 註 3 「金穀御用談之控」写
 『為替方三組より金穀出納所宛口上書写』
- 註 4 四 御親征費の調達
 「御親征書類」
- 註 1 「法規分類大全」国債部
 「大阪鴻池家採集材料」
 「御親征書類」
- 註 2 「法規分類大全」国債部
 「大阪鴻池家採集材料」
 「御親征書類」
- 註 3 「会計局日締帳」自慶応四年二月至同年六月
 「西京町人共御賞賜取調書」
- 註 4 「会計官調達金元帳」出納寮 二六冊
 「別存出納寮書類」
- 註 5 「会計局取計備忘」写
 「会計官調達金元帳」大阪之部
 「改修御基金調達元帳」大阪出納寮 沢田章改修
 43頁3行 「御基金調達人名列帳」
- 五 東征軍の軍費欠乏と調達金
- 註 1 「文通留」自明治元年三月至同年十二月
- W 一―三七
 D 九二三―四五
 B 四九五
 W 二―三三
 W 二―四八―三
 W 一―四〇
 W 二―四八―一
 W 一―三七
 W 一―四〇
 W 二―四六
 W 一―三九
 W 二―四八―一
- 「大阪鴻池家採集材料」ノ内
 「御一新ノ際京江戸大阪ニ於テ金穀出納御用相勤候由来」京都之部ノ内
 別二二四〇「御一新以来出納御用相勤候略記」ノ内ニこの記事あり
 別二二四〇 D 九二三―四六
 「維新当初会計基金関係史料集」ノ内
 「維新当初会計基金関係史料集」ノ内
 本文には史料名ノ掲載なし
 「維新当初会計基金関係史料集」ノ内

『法規分類大全』

註2

「会計局取計備忘」

「別存出納寮書類」

『法規分類大全』

「出納寮書類」

註3

「出納寮書類」

註4

「三井家記録」諸向伺届書類

六 関東大監察使東下費の調達

註1

「会計局内一件帖」慶応四辰年閏四月

「諸株仲間調帳」明治元年

註2

「会計局内一件帖」

「別存出納寮書類」

註3

「諸株入金之留」慶応四辰閏四月 御用所

註4

「会計局内一件帖」

註5

「大村益次郎より山本復一宛内啓」写

註6

「諸株調進入金控」

「諸株入金之留」

W一―三七

W二―四八一

同

W二―四八一

本六二五

W二―四〇

W二―四三

W一―三五

W二―四〇

W二―四八一

W二―四四

W二―四〇

W一―三五

D九二三―四四

W二―四四

同

「維新当初会計基立金関係史料集」ノ内

「同」ノ内

W一―四一『法規分類大全』本六二五
「御一新已来三井嶋田小野金穀御用奉
相動候調書」にあり

「維新当初会計基立金関係史料集」ノ内

別二二四〇 本三八八参照

三条関東大監察使東下費調達関係書類

「維新当初会計基立金関係史料集」ノ内

三条関東大監察使東下費調達関係書類

「京都山本家採集材料」ノ内

三条関東大監察使東下費調達関係書類

同

「自訴調進金控」從六月廿七日
 「御用途御上納帳」慶応四年
 「別存出納寮書類」

七 御東幸御用途の調達

註1 「御入用差引勘定帳」自明治元年正月至同年十二月
 「会計局日締帳」
 「会計局内一件帖」
 「復古記」「太政類典」
 「御東幸御用諸控」

註2 「大阪鴻池家採集材料」
 註3・4 「出納寮書類」

八 御用献金と会計基金

註1 『法令全書』
 九 会計基金調達の成果

註1 「大蔵省本省之部」第一類第六〇冊
 註2 「御触帳」
 註3・4 「大蔵省出納寮之部」「別存大蔵省本省之部」
 註5 「会計官調達金元帳」
 87頁5行「卯年正月より巳年正月迄京撰其外基立調達金」

同
 W二一三九
 W二一四八―一

同
 内「維新当初会計基金立金関係史料集」ノ

W二一三四
 W二一三三
 W二一四〇

W二一四八―二

内「維新当初会計基金立金関係史料集」ノ

D九二三一四五
 W二一四八―二

内「維新当初会計基金立金関係史料集」ノ

W二一四八―三

内「維新当初会計基金立金関係史料集」ノ

本三一二一

W二一四八―三

内「維新当初会計基金立金関係史料集」ノ

W一―四〇

内「出納寮関係史料雑綴」ノ内 W二一
 四八―三にもあり

W二一―一五一

第二章 太政官札

一 太政官札発行の趣旨と殖産興業

註1 「明治初年朝廷会計に関する話」山本復一談 写

註2 「御入用差引勘定帳」

註3 「会計局取計備忘」

註4 「金札御製造本請帳」自慶応四年閏四月至明治二年五月

註5 「太政官日誌」第一六

註6・7 「金札御製造本請帳」

註8 「金札御出来払帳」自慶応四年五月至明治二年七月

109頁9行 「御金札貸附控帳」(大阪之部) 御掛屋頭取三井

「御沙汰帳」

二 太政官札の製造と其発行高

註1 「会計局取計備忘」

註2 「金札請払御勘定帳」

註3 「会計局取計備忘」

註4 「大蔵省沿革志々料」第二二卷

註5 「同」(明治八年三月松田敦朝答申書)

註6 「同」(明治八年五月吉田文蔵外書人より差出候手記)

註7 「同」

「会計局日締帳」

「御入用差引勘定帳」

「金札請払御勘定帳」自明治元年五月至同年二月

D 九二一三〇

W 二一三四

W 一三三七

W 二一五九

B 二五一五〇

W 二一五九

W 二一五七

本 一四二〇

W 二一六二一

W 一三三七

W 二一五八

W 一三三七

W 二一六二一

同

同

同

同

W 二一三三

W 二一三四

W 二一五八

『法規分類大全』第一編紙幣一参照

「太政官札発行関係史料抄集」ノ内

「太政官札発行関係史料抄集」ノ内

「同」ノ内

「同」ノ内

「同」ノ内

「同」ノ内

『西陣織屋仲間の研究』『明治財政の基礎的研究』の引用史料について（嶋田）

- | | | | |
|------|-------------------------|----------|--------------------------------|
| 註 8 | 「金銀請渡留」慶応四年二月ヨリ六月迄 | W 二一三三 | |
| 註 9 | 「金札御出来払帳」 | W 二一五七 | |
| 註 10 | 「出納司書類」 | | |
| 註 11 | 「大蔵省沿革々志料」第二二巻 | W 二一六二— | |
| 註 12 | 「御入用差引勘定帳」 | W 二一三四 | |
| 註 1 | 「金札御製造本請帳」 | W 二一五九 | |
| 註 2 | 147頁5行「金札漉立御入用御勘定帳」松平少将 | W 二一六〇 | |
| 註 3 | 三 太政官札と銀目廃止令 | | |
| 註 4 | 「法規分類大全」第一編紙幣一 五ページ | D 六一〇— | |
| 註 5 | 「太政官日誌」第一八 | B 二五—一五〇 | |
| 註 6 | 「法令全書」 | D 六五四—二二 | |
| 註 7 | 「法令全書」 | W 一—二八 | |
| 註 8 | 「両替商沿革史」吉岡源七著 一四三ページ | W 一—六二 | |
| 註 9 | 「法令全書」 | | |
| 註 10 | 「太政類典」 | | |
| 註 11 | 「會計御用記」 | | |
| 註 12 | 「貨幣取調書」 | | |
| 註 13 | 「法規分類大全」第一編貨幣二 一六二ページ | D 六一〇— | |
| 註 14 | 「太政官日誌」第一八 | B 二五—一五〇 | |
| 註 15 | 「金穀出納所御用留」三井元之助 | 本三三八 | |
| 註 16 | 「御触帳」 | 本三一—二 | |
| 註 17 | 「御用日記」 | 本三三四 | |
| 註 18 | 「文通留」自明治元年三月至同一二月 | W 二一六二— | |
| | | | 「會計局日締帳」ノ内 細目三 |
| | | | 「太政官札発行関係史料抄集」ノ内 |
| | | | W三一—「造幣寮の経営」(上) 一
二丁にこの記事あり |
| | | | 「太政官札発行関係史料抄集」ノ内 |

註13 「御触帳」

註14 『太政官日誌』第五二

『法令全書』

註15、17 「御触帳」

註18 『法令全書』

四 太政官札の流通難

註1 『太政官日誌』第三五

『法規分類大全』第一編紙幣一 七ページ

註2 「自元年六月至同十二月諸向廻状留」

註3 「御触帳」

註4・5 『木戸孝允文書』第三

註6 「文通留」自明治元年三月至一二月

「金札意見書」

註7 「京都山本家採集材料」写

註8 「岩倉具視関係文書」第四

註9 「法令全書」

『法規分類大全』第一編紙幣一 八ページ

註10・11 「岩倉具視関係文書」第四

五 太政官札と国際問題

註1 「大蔵省沿革志々料」第四卷

註2 『法規分類大全』第一編紙幣一 三九一ページ

註3 「同」 『第一編紙幣一 三九三ページ

本三二二

B 二五二一五〇

本三二二

B 二五二一五〇

D 六一〇一

W 二一六二

本三二二

「太政官札発行関係史料抄集」ノ内

W 二一六二一

W 二一六〇

D 九二三一四四

「太政官札発行関係史料抄集」ノ内

D 六一〇一

「太政官札発行関係史料抄集」ノ内

W 二一六二一

D 六一〇一

同

206頁11行「木戸孝允手記」元年一月九日十日

六 御東幸と太政官札

- | | | | |
|------|----------------------------|-----------|--|
| 註 1 | 「金沢藩記」「復古記」 | | |
| 註 2 | 「金札請払御勘定帳」 | W 二一六二—一 | |
| 註 3 | 「由利公正伝」三岡丈夫著 | W 二一五八 | |
| 註 4 | 「明治初年朝廷会計に関する話」 | B 九三〇—Y 三 | |
| 註 5 | 「金札御出来払帳」 | D 九二—三—三〇 | |
| 註 6 | 「法令全書」 | W 二一五七 | |
| 註 7 | 「太政類典」 | | |
| 註 8 | 「金穀貢献倉庫日記」自慶応四年四月至明治元年一二月 | W 二—三—五 | |
| 註 9 | 「金札御出来払帳」 | W 二—五—七 | |
| 註 10 | 「出勤日記」 | 別一四〇九 | |
| 註 11 | 「法令全書」 | | |
| 註 12 | 「御東幸御用諸控」自元年八月至二年二月 | W 二—六—二—一 | |
| 註 13 | 「由利公正伝」 | B 九三〇—Y 三 | |
| 註 14 | 「町御触写」辰一二月 | 続一六一 | |
| 註 15 | 「法規分類大全」第一編紙幣一 九ページ | D 六一〇—一 | |
| 註 16 | 「大蔵省出納寮第二類金札相場書」 | W 一—六〇・六一 | |
| 註 17 | 「中井家記録」改六拾七番日記 | W 二—六—二—一 | |
| | 「三井家記録」(「商法司創立ニ付御為替方三家上書」) | 本七一—九—四 | |
| | 「法規分類大全」 | | |

「木戸孝允日記摘要」ノ内

「太政官札発行関係史料抄集」ノ内

「太政官札発行関係史料抄集」ノ内
D 五一〇—五四「御東幸御用日記」に
もあり

「東京書状刺」ノ内

「太政官札発行関係史料抄集」ノ内
原本 文部省史料館所蔵

註 18

「別存出納寮之記録」

W 二一六二一一

「太政官札発行関係史料抄集」ノ内

七 太政官札の時価通用とその善後策

註 1

「法規分類大全」第一編紙幣一 一二ページ

D 六一〇一一

註 2

「東京往復留」自明治二年四月至同二年二月

W 二一六二一一

「太政官札発行関係史料抄集」ノ内
出納寮之部第一類第四冊にもあり

註 3

「同」

同

註 4

「法規分類大全」第一編貨幣一 一四ページ

D 六一〇一一

註 5

「会計官諸留」自明治元年二月至同二年八月

W 二一六二一一

「太政官札発行関係史料抄集」ノ内

註 6

「同」

同

註 7

「法規分類大全」第一編紙幣一 一五ページ

D 六一〇一一

「太政官札発行関係史料抄集」ノ内

註 8

「法規分類大全」第一編紙幣一 一七ページ

D 六一〇一一

註 9

「法規分類大全」第一編紙幣一 一七ページ

D 六一〇一一

註 10

「御触之留」已四月

別九〇三

註 11

「会計官見込書控」自明治元年十月至二年六月

同

註 12

「大隈重信関係文書」第一

W 二一六二一一

「太政官札発行関係史料抄集」ノ内

註 13

「法規分類大全」第一編紙幣一 一七ページ

D 六一〇一一

註 14

「金札御出来払帳」

W 二一五七

註 15

「大隈重信関係文書」第一

同

註 16

「諸向何届書類」

本六二五

註 17

「法規分類大全」

「法規分類大全」

註2 「式分判巻分銀吹立御勘定帳」明治二年巳三月 元貨幣司

註3 「会計局取計備忘写」 W二一七

註4 「法規分類大全」第一編貨幣一 W一一三七

註5 「復古記」卷六二 D六一〇一

註6 「法規分類大全」第一編貨幣一 二ページ D六一〇一

註7 「御一新後式分判吹立御勘定帳」出納寮之部 W二一七一

註8 「旧貨幣鑄造高表」統計書類 同 「造幣寮経営史料雑綴」ノ内

註9 「御一新後百文銭吹立御勘定帳」出納寮之部 同 「同」ノ内

註10 「百文銭吹方出来高並御入用取調書」出納寮 同 「同」ノ内

二 我が賈悪貨幣と欧米各国公使の抗議

註1 「法規分類大全」第一編貨幣二 四五四ページ D六一〇一

註2・3 「造幣局参考書」第九冊 W二一五二

三 賈悪貨幣問題と大隈重信

註1 「大蔵省沿革志々料」第一〇冊「造幣局参考書」第九冊 W二一五二

註2 「造幣局参考書」第九冊 同 「賈金処分一件史料集」ノ内

註3 「同」 同 「同」ノ内

註4 「大隈重信関係文書」第一 W二一五二

註5 「自元年至四年出納書類」 同 「賈金処分一件史料集」ノ内

註6 「造幣局参考書」第七冊 同 「同」ノ内

註7 「大阪会計官日記」自慶応四年四月至明治二年十月 W二一三〇

註8 293頁10行「中井家記録」改六拾八番日記 W二一五二

註9 「賈金処分一件史料集」ノ内 原本文
部省史料館所蔵

『西陣織屋仲間の研究』『明治財政の基礎的研究』の引用史料について(嶋田)

四 悪貨処分の策問と各国公使商議の覚書

註1	『太政官日誌』明治二年第五六	B二五一―五〇	
註2	『同』『明治二年第五七	同	
註3	『大蔵省沿革志々々料』第一冊	W二一五二―一	『贖金処分一件史料集』ノ内
	五 高輪談判		
註1	『参考書造幣局之部』第七冊	W二一五二―一	『贖金処分一件史料集』ノ内
註2	『大隈重信関係文書』第一		
註3	『参考書造幣局之部』第八冊	W二一五二―一	『贖金処分一件史料集』ノ内
	六 式分金の鑿封		
註1	『参考書造幣局之部』第八冊	W二一五二―一	『贖金処分一件史料集』ノ内
註2	『太政類典』第一編第四卷		
註3	『参考書造幣局之部』第八冊	W二一五二―一	『贖金処分一件史料集』ノ内
註4	『同』第七冊	同	『同』ノ内
註5	『会社全書』附録二編	W一―六七―一七	
註6	『法規分類大全』第一編貨幣二 三九四ページ	D六一〇―一	
	『大蔵省出納寮之部』第二冊	W二一五二―一	『贖金処分一件史料集』ノ内
註7	『法規分類大全』第一編貨幣二 三九九ページ	D六一〇―一	
	『大蔵省検査寮之部』第二類三三冊	W二一五二―四	『贖金処分一件史料集』ノ内
	『大隈重信関係文書』第一		
註8	『大蔵省出納寮之部』第一類第二冊	W二一五二―一	『贖金処分一件史料集』ノ内
註10	『同』	W二一五二―四	『同』ノ内
註11	『大蔵省本省之部』第一類第六六冊	同	『同』ノ内

註12・13 「大蔵省出納寮之部」

註14 「同」

「函館居留外国人所持金取調帳」

七 鑒封贖貨式分金の引換

註1 「大蔵省検査寮之部」第一類第四冊

註2 「同」

註3 「大蔵省出納寮之部」第二類第一冊

「贖金引換員数写帳」

註4 「贖金引換仕分帳」

註5 「大蔵省出納寮之部」第二冊

註6 「同」

註7・10 「同」

註11 「大蔵省出納寮之部」貨幣第一類第二冊

註12・13 「同」

註14 「大蔵省出納寮之部」第二類第一冊

「精金改封印員数写帳」

註15 「大蔵省出納寮之部」第二類第一冊

「大蔵省本省之部」第二冊

註16 「贖金引換員数写帳」

「大蔵省出納寮之部」貨幣第一類第二冊

八 国内に於ける贖貨幣の措置

註1 「法令全書」

W 二一五二一四

「贖金処分一件史料集」ノ内

同 「同」ノ内

同 「同」ノ内

W 二一五二一二 「同」ノ内

同 「同」ノ内

同 「同」ノ内

W 二一五二一三 「同」ノ内

W 二一五二一四 「同」ノ内

同 「同」ノ内

W 二一五二一二 「同」ノ内

W 二一五二一三 「同」ノ内

同 「同」ノ内

W 二一五二一四 「同」ノ内

W 二一五二一三 「同」ノ内

W 二一五二一二 「同」ノ内

同 「同」ノ内

同 「同」ノ内

同 「同」ノ内

同 「同」ノ内

- 註2 「大隈重信関係文書」第一
 註3 「集議院日誌」明治二年 三丁
 註4 「東京往復留」自二年正月至同二月
 註5 「御触帳（大阪）」
 註6 「大隈重信関係文書」第一
 註7 「法規分類大全」第一編貨幣一 三五七ページ
 註8 「太政類典」
 註9 「法規分類大全」第一編貨幣一 三五五ページ
 註10 「同」『第一編貨幣一 三五六ページ』
 註11 「大蔵省出納寮」第二類第一冊
 註12 「大蔵省検査寮」第一類第四冊
 註13 「法規分類大全」第一編貨幣一 三七七ページ
 「金札渡並銀台納押切帳」明治二年一月
 「藩県賈金引換出納簿」明治二巳年一月
 「銀台式分判納帳」巳一月より
 「賈金引換勘定帳」西京出張出納司 明治三年六月
 「諸藩賈金納格幣渡覽」
 九 鑒封正貨式分金の包封廃止問題
 註1 「大蔵省造幣寮之部」第一類第一冊
 註2・3 「同」 同
 註4 「参考書造幣局之部」第八冊
 註5 「同」 第九冊
 「大蔵省造幣寮之部」第六冊
 B 二五一―五四
 W 二―五二―二
 本 三二二
 D 六一〇―一
 D 六一〇―一
 W 二―五二―二
 同
 D 六一〇―一
 同
 W 二―五二―二
 W 二―五四
 W 二―四九
 同
 W 二―五〇―甲
 W 三―九
 「賈惡貨幣処分問題」ノ内
 「賈金処分一件史料集」ノ内
 「造幣寮関係史料雜綴」ノ内
 「賈金処分一件史料集」ノ内
 「造幣寮関係史料雜綴」ノ内
 「同」ノ内
 「賈金処分一件史料集」ノ内
 「造幣寮関係史料雜綴」ノ内
 「同」ノ内

註 6	「参考書造幣局之部」第八冊	W 二一五二一二	「賈金処分一件史料集」ノ内
註 7	「同」	同	「同」ノ内
註 8	「大蔵省会計書類」第一〇冊	W 二一二二	「主計局及監督庶務司史料雜綴」ノ内
註 9	「参考書造幣局之部」第八冊	W 二一五二一二	「賈金処分一件史料集」ノ内
註 10	「大蔵省出納寮之部」第一類第二冊	同	「同」ノ内
註 11	「別存書類監督庶務司之部」第二冊	同	「同」ノ内
註 12	「大蔵省会計書類第一類参考書」第一〇冊	同	「同」ノ内
註 13	「法規分類大全」第一編貨幣一 四四二ページ	D 六一〇一	「同」ノ内
	「大蔵省本省之部」第二冊	W 二一五二一二	「賈金処分一件史料集」ノ内
	「同」	W 二一五二一三	「同」ノ内
	「同」	W 二一五二一四	「同」ノ内

後記

本稿脱稿後に、沢田章氏の遺稿『近世紅花問屋の研究』が京都市の大学堂書店から印行（昭和四四年三月）されたことを知った。この著作についても、引用史料の典拠を示した方がよいのであろうが、今のところ十分な用意もないのでまたの機会に紹介するにとにしたい。